

中条町・黒川村

行政制度調整「調整方針等の変更」について

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	3	害虫駆除
分科会	3	環境衛生	調整項目	1	害虫駆除に対する支援

中条町担当	町民福祉課	生活環境係		
黒川村担当	住民課	環境衛生係		

現況			調整方針	備考																
記載事項	中条町	黒川村																		
名称	屋内消毒事業	屋内消毒	<p>合併後3年を目途に中条町の例により統一する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>また、乳剤の配布は、下水道の普及が進んできていることから、現状を踏まえ、合併後3年を目途に廃止する。</p> <p>(変更前)「合併時に中条町の例により統一する。ただし、乳剤の配布は、下水道の普及が進んできていることから、現状をふまえ、合併後3年を目途に廃止する。」</p>	<p>調整方針の変更</p> <p>黒川村でのシルバーへの委託見込は、12件で69,336円。</p>																
事業概要	<p>公共下水道や高気密性住宅の普及など、生活環境の改善とともに実施希望世帯数が減り続け、平成16年度実績では総世帯数の5%台にまで激減した。</p> <p>このため、平成17年度から本事業を廃止し、所有している消毒機械19台は、希望する集落に貸し出す(薬剤代は実施する集落が負担する)。なお、消毒機械の借用申込みは、電話等により随時受け付ける。</p> <p>(変更前)「蚊、ハエ、ダニなどに効く殺虫剤とそれを撒く噴霧器を希望町内に貸し出す。薬剤費、貸し出し費は無料。希望世帯が多い町内は噴霧器の運搬と整備もシルバー人材センターに委託して行う。乳剤(蛆殺し)の配布は、既に廃止している。」</p>	<p>蚊、ハエ、ダニなどに効く殺虫剤とそれを撒く噴霧器を希望集落に貸し出す。</p> <p>薬剤費、貸し出し費は無料。運搬は集落に委託。シルバー人材センターへの委託は行っていない。</p> <p>また、乳剤(蛆殺し)を希望する地区へ配布している。</p>																		
14年度決算額	1,356,966円 (希望世帯数 835世帯)	1,304,275円																		
15年度決算額	874,386円 (希望世帯数 592世帯)	1,137,540円																		
	H15年度のシルバーへの委託料は一回5,778円で、委託件数は35回。																			
関係法令等																				
			<p>財政への影響額 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成17年度当初予算ベース</p>			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																	
中条町																				
黒川村																				
計																				

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	1	児童福祉
分科会	5	児童福祉分科会	調整項目	6	乳幼児医療費助成

中条町担当	町民福祉課	福祉保育係		
黒川村担当	住民課	国民健康保険係		

現況			調整方針	備考
記載事項	中条町	黒川村		
名称	乳児の医療費助成事業	同左	合併時、中条町の例により統一する。 (変更前)「中条町の例により統一する。ただし、合併年度は、現行のとおりとする。」	調整方針の変更 財源 県 1 / 2 町村 1 / 2
目的	乳児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって乳児の保健の向上と福祉の増進に寄与する。	同左		
助成対象者	医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、町内に住所を有する乳児の保護者 ただし、生活保護法による保護を受けている世帯の乳児の保護者以外とする	同左		
助成の範囲	医療保険各法の規定による医療費から保険給付(高額療養費を含む)及び他方負担額を控除した額から一部負担金を控除した額 医療保険各法の規定による標準負担額減額認定証の交付を受けた者が療養と併せて受ける食事療養に係る入院時食事療養費標準負担額	同左		
助成期間	生まれた日から満1歳に達する月の末日まで	同左		
所得制限	なし	なし		
一部負担金	<ul style="list-style-type: none"> 外来 月の初回から4回目まで530円(自己負担額が530円に満たない場合はその金額) 入院 1日につき1,200円 指定訪問看護 指定訪問事業者ごとに1日につき250円	同左		

現 況			調 整 方 針	備 考																													
記載事項	中 条 町	黒 川 村																															
名称	幼児の医療費助成事業	同左		助成期間の変更																													
目的	幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって幼児の保健の向上と福祉の増進に寄与する。	同左																															
助成対象者	医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、町内に住所を有する幼児の保護者 ただし、生活保護法による保護を受けている世帯の幼児の保護者、町重度心身障害者医療費助成を受けることができる幼児の保護者、町ひとり親家庭医療費助成を受けることができる幼児の保護者は対象としない	同左																															
助成の範囲	医療保険各法の規定による医療費から保険給付（高額療養費を含む）及び他方負担額を控除した額から一部負担金を控除した額																																
助成期間	入院通院とも 対象幼児が満1歳に達した日の属する月の翌月の初日から満6歳に達した日以後の最初の3月31日まで （変更前：満4歳に達した日の属する月の末日まで）	・ 通院 対象幼児が満1歳に達した日の属する月の翌月の初日から満3歳に達した日の属する月の末日まで ・ 入院 対象幼児が満1歳に達した日の属する月の翌月の初日から満4歳に達した日の属する月の末日まで																															
所得制限	なし	なし																															
一部負担金	・ 外来 月の初回から4回目まで530円（自己負担額が530円に満たない場合はその額） ・ 入院 1につき1,200円 ・ 指定訪問看護 指定訪問事業者ごとに1日につき250円	・ 同左																															
14年度決算額	25,549,059円	3,501,137円																															
15年度予算額	31,537,970円	3,230,000円																															
関係法令等	中条町乳幼児の医療費助成に関する条例	黒川村乳児の医療費助成に関する条例、黒川村幼児の医療費助成に関する条例			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">財政への影響額</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th colspan="2">影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 平成17年度当初予算ベース</td> </tr> </tbody> </table>	財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額（増減）		中条町					黒川村					計					備考 平成17年度当初予算ベース		
財政への影響額				単位：千円																													
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																														
中条町																																	
黒川村																																	
計																																	
備考 平成17年度当初予算ベース																																	

行政制度調整表

専門部会	5	建設部会	分類	4	道路維持
分科会	2	道路河川分科会	調整項目	3	道路占用料

中条町担当	地域振興課	土木係		
黒川村担当	建設課	係		

現況					調整方針	備考																																																																																																																											
記載事項	中条町		黒川村																																																																																																																														
1 道路占用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>第1種電柱</td> <td></td> <td>770</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td></td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td></td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td></td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td></td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td></td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td rowspan="2">長さ1メートルにつき1年</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1年</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占用面積1平方メートルにつき1年</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td rowspan="2">1個につき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱及び信書便差出箱</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>広告塔</td> <td>表示面積1平方メートルにつき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>占用面積1平方メートルにつき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td>外径が0.15メートル未満のもの</td> <td rowspan="5">長さ1メートルにつき1年</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>外径が1メートル以上のもの</td> <td>710</td> </tr> </tbody> </table>		占用物件	占用料		単位	金額	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		770	第2種電柱		1,200	第3種電柱		1,600	第1種電話柱	1本につき1年	690	第2種電話柱		1,100	第3種電話柱		1,500	その他の柱類		53	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7	地下電線その他地下に設ける線類	4	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100	郵便差出箱及び信書便差出箱	450	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	53	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	71	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	140	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	360	外径が1メートル以上のもの	710	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">同左</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td>外径が0.1m未満のもの</td> <td rowspan="6">長さ1メートルにつき1年</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>外径が0.1m以上0.15m未満のもの</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15m以上0.2m未満のもの</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>外径が0.20m以上0.40m未満のもの</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>外径が0.40m以上1.0m未満のもの</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>外径が1.0m以上のもの</td> <td>710</td> </tr> </tbody> </table>		占用物件	占用料		単位	金額	同左																																											法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	53	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	71	外径が0.20m以上0.40m未満のもの	140	外径が0.40m以上1.0m未満のもの	360	外径が1.0m以上のもの	710	<p>合併時、県条例に準じ所在地市の占用料を適用する。ただし、合併前の両町村で占用の許可を受けているものは、合併後3年間は現行のとおりとする。</p> <p>(変更前)「合併時に中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。」</p>	調整方針の変更
	占用物件	占用料																																																																																																																															
単位		金額																																																																																																																															
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		770																																																																																																																														
	第2種電柱		1,200																																																																																																																														
	第3種電柱		1,600																																																																																																																														
	第1種電話柱	1本につき1年	690																																																																																																																														
	第2種電話柱		1,100																																																																																																																														
	第3種電話柱		1,500																																																																																																																														
	その他の柱類		53																																																																																																																														
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7																																																																																																																														
	地下電線その他地下に設ける線類		4																																																																																																																														
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520																																																																																																																														
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360																																																																																																																														
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100																																																																																																																														
	郵便差出箱及び信書便差出箱		450																																																																																																																														
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100																																																																																																																														
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100																																																																																																																															
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	53																																																																																																																														
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71																																																																																																																														
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		140																																																																																																																														
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		360																																																																																																																														
	外径が1メートル以上のもの		710																																																																																																																														
占用物件	占用料																																																																																																																																
	単位	金額																																																																																																																															
同左																																																																																																																																	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36																																																																																																																														
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		53																																																																																																																														
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		71																																																																																																																														
	外径が0.20m以上0.40m未満のもの		140																																																																																																																														
	外径が0.40m以上1.0m未満のもの		360																																																																																																																														
	外径が1.0m以上のもの		710																																																																																																																														

		現 況			調 整 方 針	備 考																																																																						
記載事項	中 条 町			黒 川 村																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">占有物件</th> <th colspan="2">占有料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</td> <td></td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">法第32条第1項第5号に掲げる施設</td> <td rowspan="3">地下街及び地下室</td> <td>階数が1のもの</td> <td>Aに0.003を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が2のもの</td> <td>Aに0.005を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が3以上のもの</td> <td>Aに0.006を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>上空に設ける通路</td> <td></td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける通路</td> <td></td> <td>360</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td></td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法第32条第1項第6号に掲げる施設</td> <td colspan="2">祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>占有面積1平方メートルにつき1日</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>占有面積1平方メートルにつき1月</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">政令第7条第1号に掲げる物件</td> <td rowspan="2">看板(アーチであるものを除く。)</td> <td>一時的に設けるもの</td> <td>表示面積1平方メートルにつき1月</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>表示面積1平方メートルにつき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">標識</td> <td>1本につき1年</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旗ざお</td> <td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>1本につき1日</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>1本につき1月</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)</td> <td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>その面積1平方メートルにつき1日</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>その面積1平方メートルにつき1月</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アーチ</td> <td>車道を横断するもの</td> <td>1基につき1月</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>540</td> </tr> </tbody> </table>			占有物件		占有料		単位	金額	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,100	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額	階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額	階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額	上空に設ける通路		710	地下に設ける通路		360	その他のもの			1,100	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	11	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	110	政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	110	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100	標識		1本につき1年	850	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11	その他のもの	1本につき1月	110	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100	その他のもの		540	同左		
占有物件		占有料																																																																										
		単位	金額																																																																									
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,100																																																																									
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額																																																																									
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額																																																																									
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額																																																																									
	上空に設ける通路		710																																																																									
	地下に設ける通路		360																																																																									
その他のもの			1,100																																																																									
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	11																																																																								
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	110																																																																								
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	110																																																																								
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100																																																																								
	標識		1本につき1年	850																																																																								
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11																																																																								
		その他のもの	1本につき1月	110																																																																								
	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11																																																																								
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110																																																																								
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100																																																																									
	その他のもの		540																																																																									

		現 況				調 整 方 針	備 考																																											
記載事項	中 条 町			黒 川 村																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">政令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料</td> <td>占用面積1平方メートルにつき1月</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td colspan="2">政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設</td> <td>同上</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場</td> <td rowspan="4">建築物</td> <td>階数が1のもの</td> <td>Aに0.008を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が2のもの</td> <td>Aに0.011を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が3のもの</td> <td>Aに0.015を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が4以上のもの</td> <td>Aに0.016を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>占用面積1平方メートルにつき1年</td> <td>Aに0.008を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">政令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所</td> <td rowspan="4">上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの</td> <td>階数が1のもの</td> <td>Aに0.008を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が2のもの</td> <td>Aに0.011を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が3のもの</td> <td>Aに0.015を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が4以上のもの</td> <td>Aに0.016を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>同上</td> <td>Aに0.018を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>Aは、近傍類似の土地(政令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により市町村に備え付けられている固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。</p>			占用物件		占用料		単位	金額	政令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料		占用面積1平方メートルにつき1月	110	政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		同上	110	政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	Aに0.008を乗じて得た額	階数が2のもの	Aに0.011を乗じて得た額	階数が3のもの	Aに0.015を乗じて得た額	階数が4以上のもの	Aに0.016を乗じて得た額	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.008を乗じて得た額	階数が2のもの	Aに0.011を乗じて得た額	階数が3のもの	Aに0.015を乗じて得た額	階数が4以上のもの	Aに0.016を乗じて得た額	その他のもの		同上	Aに0.018を乗じて得た額	同左	Aは、黒川村固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。			
占用物件		占用料																																																
		単位	金額																																															
政令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料		占用面積1平方メートルにつき1月	110																																															
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		同上	110																																															
政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	Aに0.008を乗じて得た額																																															
		階数が2のもの	Aに0.011を乗じて得た額																																															
		階数が3のもの	Aに0.015を乗じて得た額																																															
		階数が4以上のもの	Aに0.016を乗じて得た額																																															
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額																																															
政令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.008を乗じて得た額																																															
		階数が2のもの	Aに0.011を乗じて得た額																																															
		階数が3のもの	Aに0.015を乗じて得た額																																															
		階数が4以上のもの	Aに0.016を乗じて得た額																																															
その他のもの		同上	Aに0.018を乗じて得た額																																															
関係法令等	中条町道路占用料等徴収条例			黒川村道路占用料等徴収条例			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">財政への影響額</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th colspan="2">影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町					黒川村					計					備考 平成17年度当初予算ベース																	
財政への影響額				単位：千円																																														
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																																															
中条町																																																		
黒川村																																																		
計																																																		

行政制度調整表

No.1

専門部会	7	教育部会	分類	1	社会体育施設
分科会	4	スポーツ振興分科会	調整項目	1	体育施設

中条町担当	教育課	スポーツ振興係	担当者名	
黒川村担当	社会教育課	社会教育係	担当者名	

現況			調整方針	備考
記載事項	中条町	黒川村		
名称	中条町体育館	黒川村体育館	運営日、運営時間については現行のとおりとし、合併後に調整する。	
施設状況	昭和42年完成 開館時間 8時30分 閉館時間 22時00分 休館日 12月28日から翌年の1月4日まで バスケットボールコート2面 バレーボールコート2面 テニスコート2面 バドミントンコート6面 卓球コート18台 会議室2 更衣室男女各1室 収容人員 3,602人	昭和41年完成 開館時間 9時00分 閉館時間 22時00分 休館日 12月28日から翌年の1月4日まで バレーボールコート2面 テニスコート2面 バドミントンコート3面		
名称	武道館	(施設なし)		
施設状況	昭和48年完成 開館時間 8時30分 閉館時間 22時00分 休館日 12月28日から翌年の1月4日まで 柔道場88畳 剣道場143㎡・師範室2・シャワー2・便所2			
名称	弓道場	(施設なし)		
施設状況	昭和59年完成 開館時間 8時30分 閉館時間 22時00分 休館日 12月28日から翌年の1月4日まで 3人立			
関係法令等	社会体育設置条例 社会体育施設管理運営規則 予算額(体育館武道館弓道場管理事業)	黒川村体育館設置条例 黒川村体育館管理規則		

現 況			調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町	黒 川 村		
名称	総合グランド体育館	(施設なし)		用途の変更
施設状況 使用料	昭和 54 年完成 開館時間 8 時 30 分 閉館時間 22 時 00 分 休館日 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで バレーボールコート 1 面、バドミントンコート 3 面 ミニバスケットコート 1 面、卓球台 8 台 クライミングロープ 2 本			
名称	総合グランドテニスコート	(施設なし)		
施設状況	昭和 49 年完成 開場時間 8 時 30 分 閉場時間 日没まで 冬期間閉鎖 クレートコート 4 面			
名称	多目的運動場(野球場)	・黒川村多目的広場 (変更前)「黒川村営野球場(黒川球場)」		
施設状況	昭和 54 年完成 開場時間 8 時 30 分 閉場時間 日没まで 冬期間閉鎖 野球場 2 面 ラグビーコート 1 面 サッカーコート 1 面	平成 17 年設置 ・黒川村山村広場(胎内球場) (ナイター設備有り) 昭和 56 年完成 開場時間 8 時 00 分 閉場時間 22 時 00 分 冬期間閉鎖		
名称	陸上競技場	(施設なし)		
施設状況	平成 2 年完成 開場時間 8 時 30 分 閉場時間 22 時 00 分 冬期間閉鎖 全天候型第 2 種公認 メインスタンド 1,300 人収容 1 階本部席・審判・役員・会議・管理人・湯沸・更衣各施設 用具室・男女トイレ 3 ヶ所 芝生スタンド 4,000 人収容			
名称	交通公園	(施設なし)		
施設状況	開園期間 4 月 1 日から 11 月 30 日まで			
関係法令等	中条町社会体育施設設置条例 中条町社会体育施設管理運営規則 中条町交通公園設置条例 中条町交通公園管理運営規則	黒川村多目的広場設置及び管理条例、黒川村多目的広場管理運営規則 (変更前)「黒川村村営野球場設置及び管理条例、黒川村村営野球場管理 運営規則」 黒川村山村広場設置及び管理条例、黒川村山村広場設置及び管理条例施行 規則		

現 況		調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町		
名称	B & G海洋センター体育館	(施設なし)	
施設状況	昭和 56 年完成 開館時間 8 時 30 分 閉館時間 22 時 00 分 休館日 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで バレーボールコート 2 面 バドミントンコート 4 面 バスケットコート 1 面 卓球台 10 台 テニスコート 1 面		
名所	B & G海洋センター艇庫	(施設なし)	
施設状況	昭和 56 年完成 開館時間 8 時 30 分 閉館時間 17 時 00 分 開設期間 4 月 1 日から 11 月 30 日まで ・OPヨット 10 艇・シングルカヌー 30 艇・ペアカヌー 2 艇 ・12Fヨット 4 艇・ローボート 6 艇・救助艇 2 艇		
名称	B & G プール	黒川村営プール	
施設状況	昭和 57 年完成 開館時間 8 時 30 分 閉館時間 22 時 00 分 開設期間・・・教育委員会の公示による期間 ・上屋付 25.0m × 6 コース × 1.2m ・幼児用プール L = 10.0 × W = 6.0 × H = 0.5 ・更衣室ロッカー・温水シャワー・トイレ各男女別	昭和 42 年完成 開館時間 10 時 00 分 閉館時間 17 時 00 分 開設期間・・・教育委員会の公示による期間 ・上屋付 25.0m × 6 コース × 1.2m	
関係法令等	社会体育設置条例 社会体育施設管理運営規則 予算額 (海洋センター一般経費)	黒川村プール設置条例 黒川村プール管理規則	

現 況		調 整 方 針	備 考																				
記載事項	中 条 町			黒 川 村																			
名称	サンビレッジ中条	(施設なし)																					
施設状況	平成 11 年完成 開館時間 8 時 30 分 閉館時間 22 時 00 分 休館日 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで ・バレーボールコート 2 面・バスケットボールコート 1 面 ・バドミントンコート 4 面・テニスコート 1 面 ・卓球ルーム 4 台・ランニングコース 116m ・健康ルーム 1 室男女別トイレ																						
名称	国際交流公園テニスコート	(施設なし)																					
施設状況	平成 4 年完成 開館時間 8 時 30 分 閉館時間 19 時 00 分 冬期間閉鎖 オムニコート(人口芝) 8 面 管理事務所 1 棟、公園内トイレ																						
名称	鴻の巣公園テニスコート	(施設なし)																					
施設状況	平成 12 年完成 開館時間 8 時 30 分 閉館時間 21 時 00 分 冬期間閉鎖 オムニコート(人口芝) 2 面、公園内トイレ																						
名称	地域スポーツ施設	(施設なし)																					
	統廃合された小学校の体育館及びグラウンドを地域に開放している。 ・体育館 6 ヶ所・グラウンド 6 ヶ所 開館時間 8 時 30 分 閉館時間 22 時 00 分 休館日 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで。																						
関係法令等	社会体育設置条例 社会体育施設管理運営規則、 都市公園条例、都市公園条例施行規則																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
財政への影響額		単位：千円																					
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																				
中条町																							
黒川村																							
計																							
		備考 平成 15 年度当初予算ベース																					

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	1	社会体育施設
分科会	4	スポーツ振興分科会	調整項目	2	社会体育施設使用料

中条町担当	教育課	スポーツ係		
黒川村担当	社会教育課	社会体育係		

現 況					調整方針	備考				
記載事項	中 条 町			黒 川 村						
1 屋内運動場 使用料	中条町体育館				黒川村体育館					
	区 分	使用料及び使用時間			区 分	使用料及び使用時間 (1時間当たり)				
			8時30分～12時	12時～17時		17時～22時	9時～17時	17時～22時	摘要	
	競技場	体育を目的とした場合	5,150	8,240	10,300	個人	小学生	30	40	
		その他の場合	10,300	16,480	20,600		中学生	40	50	
	一般				大人		70	80		
	一階会議室	620	620	825	団体	体育競技	420	940		
	二階会議室	825	825	1,030		集会等	2,100	5,250		
	役員室	310	310	415		即売会・展示会等	6,300	10,500		
	ステ - ジ	620	620	825	有料興業等	8,400	15,750			
	個人	小中学生	10	10	20	会議室	会議・集会等	730	1,050	
		高校生	20	20	30		即売会・展示会	1,050	2,100	
		一般	45	45	55					
	体育館(総合グラウンド)									
	区 分	使用料及び使用時間			区 分	使用料及び使用時間 (1時間当たり)				
		8時30分～12時	12時～17時	17時～22時		9時～17時	17時～22時	摘要		
団体	3,090	4,120	5,150	個人	小中学生	20	20	30		
個人	小中学生	20	20	30	高校生	30	30	55		
	高校生	30	30	55	一般	55	55	75		
	一般	55	55	75						
中条町B & G海洋センター体育館										
区 分	使用料及び使用時間			区 分	使用料及び使用時間 (1時間当たり)					
		8時30分～12時	12時～17時		17時～22時	9時～17時	17時～22時	摘要		
団体	3,090	4,120	5,150	個人	小中学生	20	20	30		
個人	小中学生	20	20	30	高校生	30	30	55		
	高校生	30	30	55	一般	55	55	75		
	一般	55	55	75						
ミーティングルーム	515	515	725							
更衣ロッカー		1回につき	10							

当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。

- 1 村外者の使用料は、規定額の倍額とする。広域7市町村は村内料金とする。
- 2 施設の使用時間は、準備並びに原状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 特に必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

		現 況			調 整 方 針	備 考
記載事項		中 条 町	黒 川 村			
屋内体育館 使用料	サンビレッジ中条					
		区 分	使用料及び使用時間			
			8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	
		団 体	3,200	4,800	6,400	
	個 人	小 中 学 生	50	50	100	
		高 校 生	100	100	150	
		一 般	100	100	150	
	卓球場 1人(2時間)	100	100	150		
2 武道館使用料	中条町武道館					当該施設なし
		区 分	使用料及び使用時間			
			8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	
		柔道場(団体)	1,030	1,650	2,060	
		剣道場(団体)	1,030	1,650	2,060	
	個 人	小 中 学 生	30	30	55	
		高 校 生	55	55	75	
一 般		105	105	155		
3 弓道場使用料	中条町弓道場					当該施設なし
		区 分	使用料及び使用時間			
			8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	
		団 体	1,030	1,650	2,060	
	個 人	小 中 学 生	30	30	55	
		高 校 生	55	55	75	
		一 般	105	105	155	

		現 況				調 整 方 針	備 考		
記載事項		中 条 町			黒 川 村				
4 屋外競技場 使用料	総合グラウンド				黒川村山村広場（胎内球場）				
	区 分		使用料及び使用時間			区 分		8時～22時	使用時間
			8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	日	一 般	1,260	1回2時間30分以内 人数は、関係なし
	陸上 競技場	団 体	5,150	8,240	3,300	中	高 校 生	630	
		個 人	小中学生	20	20	20	小・中学生	310	
			高 校 生	30	30	30	ナイター	一 般	1,570
	野球場	一 般	55	55	55	高 校 生	790		
	サッカー場 ラグビー場	団 体	2時間につき		2,060	小・中学生	420		
	照明施設	1時間につき			200	1 村外者の使用料は、規定額の倍額とする。広域7町村は、村内料金とする。			
	テニス場	一面につき	260	260	100	2 使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは使用料の全部又は一部を免除することができる。			
				(1)学校、公共団体、体育団体が自己の事業のため使用するとき。					
				(2)その他管理者が必要と認めるとき。					
				黒川村多目的広場 使用料は無料。ただし、村外の利用者には黒川村山村広場設置及び管理条例を適用する。					
				(変更前) 黒川球場					
区 分		8時～22時		使用時間					
一 般		1,150		1回2時間30分以内					
高 校 生		580							
小・中学生		310							
				1 村外者の使用料は、規定額の倍額とする。					
				2 入場料を徴収する場合は、規定額の3倍とする。					
				3 使用者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、全部又は一部を免除することができる。					
				(1)学校・公共団体・体育団体が主催の業務又は事業のため入場料を徴収しないで使用するとき。					
				(2)その他、村長が必要と認めるとき。					

使用料の変更

		現 況						調 整 方 針	備 考				
記載事項	中 条 町				黒 川 村								
5 プール使用料	中条町B & G海洋センタープール				黒川村営プール								
	区 分		使用料及び使用時間				1人1回の使用につき、50円(中学生以下は無料)						
			10時~17時		17時~22時								
	個	海 洋 ク ラ ブ 会 員	中学生以下	1回につき	20	1回につき	30						
			高校生	1回につき	20	1回につき	55						
			一般	1回につき	30	1回につき	75						
	人	上 記 以 外 の 者	中学生以下	1回につき	30	1回につき	55						
			高校生	1回につき	45	1回につき	75						
一般			1回につき	55	1回につき	105							
更衣ロッカー				1回につき		10							
6 艇庫使用料	中条町B & G海洋センター艇庫				当該施設なし								
	区 分		器 材 名		使用料及び使用時間								
					8時30分~16時								
	高校生以外の者 及 び 海洋クラブ会員	O P ヨ ッ ト		1艇1時間		105							
		カ ヌ ー		"		105							
		レーシングカヌー(1人乗り)		"		105							
		レーシングカヌー(2人乗り)		"		210							
		ペ ア カ ヌ ー		"		210							
		B & G カ ッ タ ー		"		210							
		12 フィートヨット		"		210							
		420級ヨット		"		210							
		ダブルスカル		"		210							
		ロ ー ボ ー ド		"		210							
		セ ー ル ボ ー ド		"		105							
		救 助 艇		"		515							
	上記以外の者	O P ヨ ッ ト		"		210							
		カ ヌ ー		"		210							
		レーシングカヌー(1人乗り)		"		210							
		レーシングカヌー(2人乗り)		"		310							
		ペ ア カ ヌ ー		"		310							
B & G カ ッ タ ー		"		310									
12 フィートヨット		"		310									
420級ヨット		"		310									
ダブルスカル		"		310									
ロ ー ボ ー ド		"		310									
セ ー ル ボ ー ド		"		210									
救 助 艇		"		725									

		現 況			調 整 方 針	備 考																															
記載事項	中 条 町	黒 川 村																																			
7 合宿所・ミーティングルーム使用料	<p>ミニ合宿所・ミーティングルーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使用料及び使用時間 (1人当り)</th> </tr> <tr> <th>8時30分～17時</th> <th>17時～8時30分(宿泊)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町に住所を有する者</td> <td>105</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>中条町以外の者</td> <td>155</td> <td>515</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	使用料及び使用時間 (1人当り)		8時30分～17時	17時～8時30分(宿泊)	中条町に住所を有する者	105	310	中条町以外の者	155	515	当該施設なし																								
区 分	使用料及び使用時間 (1人当り)																																				
	8時30分～17時	17時～8時30分(宿泊)																																			
中条町に住所を有する者	105	310																																			
中条町以外の者	155	515																																			
8 地域スポーツ施設使用料	<p>中条町地域スポーツ施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">使用料及び使用時間</th> </tr> <tr> <th>8時30分～12時</th> <th>12時～17時</th> <th>17時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大出地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)</td> <td>1,440</td> <td>2,060</td> <td>4,120</td> </tr> <tr> <td>乙地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)</td> <td>1,440</td> <td>2,060</td> <td>4,120</td> </tr> <tr> <td>村松浜地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)</td> <td>1,440</td> <td>2,060</td> <td>4,120</td> </tr> <tr> <td>築地地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)</td> <td>1,440</td> <td>2,060</td> <td>4,120</td> </tr> <tr> <td>竹島地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)</td> <td>1,440</td> <td>2,060</td> <td>4,120</td> </tr> <tr> <td>高浜地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)</td> <td>1,440</td> <td>2,060</td> <td>4,120</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	使用料及び使用時間			8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	大出地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120	乙地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120	村松浜地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120	築地地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120	竹島地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120	高浜地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120	当該施設なし				
区 分	使用料及び使用時間																																				
	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時																																		
大出地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120																																		
乙地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120																																		
村松浜地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120																																		
築地地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120																																		
竹島地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120																																		
高浜地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120																																		
備 考	<p>1 屋内施設を使用する場合、「昼間」に照明を使用するときは、昼間の使用料の3割増とする。</p> <p>2 体育館競技場の半面使用の場合は、半額とする。</p> <p>3 団体が競技場を使用する場合、会議室、ミーティングルーム、ステージについては、無料とする。</p> <p>4 冷暖房施設を使用する場合は、5割増とする。</p> <p>5 総合グラウンド陸上競技場の照明施設使用料は、減免しない。 町長は、教育上又は公益上必要な使用と認めたときは、その使用料の一部又は全部を減免することができる。減免基準は以下のとおり。</p>																																				

現 況		調 整 方 針	備 考																																																																																		
記載事項	中 条 町	黒 川 村																																																																																			
備 考	<p>[使用料の減免基準] 次の各号に定めるものについては、当該団体の代表から使用料の減免につき申請があつたときは、次表に定めた基準により使用料の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>(1)町内にある公立及び私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び保育園が本来の目的のために使用する時。</p> <p>(2)全国、新潟県又は下越、三市二郡、郡若しくは北部郷をそれぞれ区域とするスポーツ団体が主催して行うスポーツ行事に使用する時。</p> <p>(3)本町の産業、芸術文化振興のため町が主催又は共催する展示会、発表会等に使用する時。</p> <p>(4)その他町長が減免することが適当と認めたものが使用する時。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用団体</th> <th>・体育館 ・武道館 ・弓道場</th> <th>総合グラウンド ・競技場 ・テニスコート ・野球場</th> <th>・B&Gプール ・B&G艇庫</th> <th>地域スポーツ 屋内運動場 ・大出 ・乙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>町内の学校、 幼稚園</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>町内の社会 体育団体等</td> <td>80%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>町内官公署</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>町内の上記 以外の団体</td> <td>30%</td> <td>30%</td> <td>30%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>町内の学校、 幼稚園</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>町内の社会 体育団体等</td> <td>70%</td> <td></td> <td></td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>町内官公署</td> <td>40%</td> <td></td> <td></td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>町内の上記 以外の団体</td> <td>20%</td> <td></td> <td></td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	使用団体	・体育館 ・武道館 ・弓道場	総合グラウンド ・競技場 ・テニスコート ・野球場	・B&Gプール ・B&G艇庫	地域スポーツ 屋内運動場 ・大出 ・乙	町	100%	100%	100%	100%	町内の学校、 幼稚園	100%	100%	100%	100%	町内の社会 体育団体等	80%	80%	80%	80%	町内官公署	50%	50%	50%	50%	町内の上記 以外の団体	30%	30%	30%	30%	町	100%			100%	町内の学校、 幼稚園	100%			100%	町内の社会 体育団体等	70%			70%	町内官公署	40%			40%	町内の上記 以外の団体	20%			20%	<p>[使用料の減免基準] 黒川村体育館 村長は、当該団体等の代表者から使用料減免の申請があつたときは、別表に定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>減免の場合</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>黒川村、新発田市、中条町、聖籠町が主催又は奨励並びに後援する行事及びこれに参加するために使用する時</td> <td>100 / 100 以内</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町村内の保育園、小、中学校が教育の目的のために使用する時</td> <td>100 / 100 以内</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町村内の社会教育団体、社会体育団体が、その目的のために使用する時</td> <td>95 / 100 以内</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>その他教育委員会が必要と認めた場合</td> <td>50 / 100 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>黒川村山村広場（胎内球場） 管理者は、前条の規定にかかわらず、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは別表三により、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>1 学校、公共団体、体育団体が自己の事業のため使用する時。 2 その他管理者が必要と認めるとき。</p> <p>(別表三)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用団体</th> <th>使用目的</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町村立学校・保育園・黒川村、新発田市、中条町又は聖籠町の体育団体</td> <td>アマチュアスポーツ競技・レクリエーション</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町村部局及び黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町村部局との共催事業</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の社会教育団体</td> <td>〃</td> <td>五割</td> </tr> </tbody> </table>		減免の場合	減免の割合	1	黒川村、新発田市、中条町、聖籠町が主催又は奨励並びに後援する行事及びこれに参加するために使用する時	100 / 100 以内	2	黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町村内の保育園、小、中学校が教育の目的のために使用する時	100 / 100 以内	3	黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町村内の社会教育団体、社会体育団体が、その目的のために使用する時	95 / 100 以内	4	その他教育委員会が必要と認めた場合	50 / 100 以内	使用団体	使用目的	減免割合	黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町村立学校・保育園・黒川村、新発田市、中条町又は聖籠町の体育団体	アマチュアスポーツ競技・レクリエーション	全額	黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町村部局及び黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町村部局との共催事業	〃	〃	黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の社会教育団体	〃	五割	
使用団体	・体育館 ・武道館 ・弓道場	総合グラウンド ・競技場 ・テニスコート ・野球場	・B&Gプール ・B&G艇庫	地域スポーツ 屋内運動場 ・大出 ・乙																																																																																	
町	100%	100%	100%	100%																																																																																	
町内の学校、 幼稚園	100%	100%	100%	100%																																																																																	
町内の社会 体育団体等	80%	80%	80%	80%																																																																																	
町内官公署	50%	50%	50%	50%																																																																																	
町内の上記 以外の団体	30%	30%	30%	30%																																																																																	
町	100%			100%																																																																																	
町内の学校、 幼稚園	100%			100%																																																																																	
町内の社会 体育団体等	70%			70%																																																																																	
町内官公署	40%			40%																																																																																	
町内の上記 以外の団体	20%			20%																																																																																	
	減免の場合	減免の割合																																																																																			
1	黒川村、新発田市、中条町、聖籠町が主催又は奨励並びに後援する行事及びこれに参加するために使用する時	100 / 100 以内																																																																																			
2	黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町村内の保育園、小、中学校が教育の目的のために使用する時	100 / 100 以内																																																																																			
3	黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町村内の社会教育団体、社会体育団体が、その目的のために使用する時	95 / 100 以内																																																																																			
4	その他教育委員会が必要と認めた場合	50 / 100 以内																																																																																			
使用団体	使用目的	減免割合																																																																																			
黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町村立学校・保育園・黒川村、新発田市、中条町又は聖籠町の体育団体	アマチュアスポーツ競技・レクリエーション	全額																																																																																			
黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町村部局及び黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町村部局との共催事業	〃	〃																																																																																			
黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の社会教育団体	〃	五割																																																																																			
関係法令等	<p>中条町社会体育施設設置条例 中条町社会体育施設管理運営規則</p>	<p>黒川村体育館設置条例 黒川村山村広場設置及び管理条例 黒川村多目的広場設置及び管理条例、黒川村多目的広場管理運営規則（変更前）「黒川村村営野球場設置及び管理条例、黒川村村営野球場管理運営規則」 黒川村営プール設置条例</p>	<p>財政への影響額 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>		予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町				黒川村				計																																																																					
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																																																																																		
中条町																																																																																					
黒川村																																																																																					
計																																																																																					